

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第19号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 次に掲げる事業の区分のうち異なる2以上の区分の事業を併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>次号及び第3号</u>に掲げる事業以外の事業</p> <p>(2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、<u>ガス供給業</u>（法第72条の2第1項第2号に規定する<u>ガス供給業</u>をいう。第43条において同じ。）、保険業又は貿易保険業</p> <p>(3) [略]</p> | <p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 次に掲げる事業の区分のうち異なる2以上の区分の事業を併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>次号から第4号まで</u>に掲げる事業以外の事業</p> <p>(2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、<u>導管ガス供給業</u>（法第72条の2第1項第2号に規定する<u>導管ガス供給業</u>をいう。第43条において同じ。）、保険業又は貿易保険業</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>特定ガス供給業</u>（法第72条の2第1項第4号に規定する<u>特定ガス供給業</u>をいう。第43条において同じ。）</p> |
| <p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第43条 法人の行う事業（電気供給業、<u>ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業を除く。<u>第4項</u>において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ [略]</p>  | <p>(法人の事業税の税率)</p> <p>第43条 法人の行う事業（電気供給業、<u>導管ガス供給業</u>、<u>特定ガス供給業</u>、保険業及び貿易保険業を除く。<u>第5項</u>において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ [略]</p>  |

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額          | 100分の0.4 |
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 | 100分の0.7 |
| 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額         | 100分の1   |

(2) 法第72条の24の7第6項に規定する特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

[略]

(3) [略]

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 [略]

4 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

(2) 特別法人（法第72条の24の7第7項に規定する特別法人をいう。第5項において同じ。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

[略]

(3) [略]

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 [略]

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする

—

(1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額

(2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額

(3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

5 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。）が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それ

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

(2) 法第72条の24の7第6項に規定する特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第14条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第43条第1項第2号の表中

「

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額 | 100分の4.9 |
|-------------------------|----------|

」

とあるのは

「

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額 | 100分の4.9 |
| 各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額         | 100分の5.7 |

」

と、同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

ぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額

(2) 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第14条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第43条第1項第2号の表中

「

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額 | 100分の4.9 |
|-------------------------|----------|

」

とあるのは

「

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額 | 100分の4.9 |
| 各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額         | 100分の5.7 |

」

と、同条第5項第1号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。